

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

事務局連絡先

埼玉県社会保障推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保障推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.3

08年4月30日発行

## 第三回公判にも八〇名を超える支援者が 日増しに広がる支援の輪

四月二三日（水）、

八〇名を超える支援者が駆けつけ、前回同様、傍聴整理券が配られ、抽選による傍聴となりました。

今回は、第二回期日に原告が提出した第一、二、三準備書面に対する被告からの反論（準備書面一）がなされ、原告側は、この内容に

対して釈明を求めました。

原告側から求められた釈明に対し、被告側は「こちらの主張に難癖をつける内容で、裁判の本旨から離れるものだ」と発言。原告側は、「被告からの反論が抽象的であいまいであるため、事実関係に基づく主張を求めたもの。」「被告側の発言は極めて不穏当で失礼だ」と批判。これに対し、被告側が

答して下さい」と言い、傍聴席から失笑をかう場面もありました。

その後、原告側が第三準備書面の内容を使い、パワーポイントを使って説明しました。「被告は、原告らが生活に困窮し要保護状態であったことを知りながら、原告らに対し、一貫して生活保護を利用できることの説明を怠り、利用を助言しなかった。この行為は、説明義務、助言義務違反であり、これも国家賠償法第一条第一項の違法、過失を構成する」として、



一般的に使われる言葉」と聞き直ったため、裁判長もあきれて「答えられる範囲でいいですから回

三郷市の説明義務、  
助言義務違反は明確  
裁判後

裁判後

埼玉弁護士会館三階の会議室において、報告会が行われました。

弁護団から法廷内で行われたことの解説及び、被告

の反論書面の概要説明があり、その後、法廷に入れなかった人のためにパワーポイントによる第三準備書面の説明が再現されました。報告会の最後に、支援する会より、「憲法



### 次回、第四回口頭弁論

日時：〇八年六月二五日（水）

午前一〇時〇〇分〜一〇時三〇分

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。